

- 議事は、報告1件、諮問3件、議案13件。一般質問は15人 24項目の質問。
 - ・一般質問 11月30日、12月1日、12月3日にそれぞれ5人。
 - 請願、陳情関係は、陳情1件の提出。
 - ・陳情第12号は教育福祉常任委員会に付託する。
 - 今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。
 - 諮問第1号から3号は、人事案件につき、初日採決とする。
 - 議案第2号および3号は、職員の期末手当調整のため、11月30日に採決する。
 - 大綱的質疑通告は11月30日（月）正午までに提出。
 - 議案第8号について
 - ・後期基本計画に関する調査特別委員会が全議員で構成されているため、大綱的質疑は基本的に委員会の中で行う。
 - ・特別委員会の委員長報告に対する質疑は省略する。
 - ・修正動議は特別委員会の中で討論の前までに提出し、原則、本会議では提出しない。
- (2) 感染症対策にかかる9月議会での対応の検証について
- 決算審査の検証については今後おこなう。
 - 陳情審査は、12月議会も同様の対応とする。
 - 議会ホームページについての意見を取り入れ、傍聴の案内等についてのホームページを改善する。
- (3) その他
- タブレット導入検討会会長から
SideBooks、Docuworks の試用について、12月議会の議案も使用して、より比較検討がしやすいよう運用する

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。会期に先立ちまして、血協委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

みなさん、改めましておはようございます。非常に寒い朝夕になりまして、日中はそれなりに気温が上がってますけれども。また明日、明後日、夏日になるのではないかというような予報が出ています。体調管理には十分ご留意いただきたいと思います。本日の議会運営委員会におきましては、第4回定例会に向けての議題となっております。コロナ禍での議会開催となります状況で、皆様のご理解とご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

石井事務局長：

続きまして、会議にご出席いただきました、笠井市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

笠井市長：

みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和2年第4回市議会定例会にかかる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。第4回市議会定例会は11月25日水曜日、午前10時に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。市から提案いたします案件については、専決処分についての報告が1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問が3件、議案としまして、白井市公共下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例など、条例に関する案件が6件、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定に関する案件が1件、白井市第5次総合計画後期基本計画についての案件が1件、令和2年度白井市一般会計の他、4会計の補正予算に関する案件が5件の計13議案となります。詳細につきましては、この後総務課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

石井事務局長：

ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血脇委員長：

ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第32回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題のとおりでございます。それでは、初めに議題1、令和2年第4回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等について、議題といたします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

川村総務課長：

おはようございます。今議会に市が提案いたします案件について、ご説明いたします。よろしく願いいたします。着座にて、説明させていただきます。

それでは、配布しました「令和2年第4回市議会定例会 議会運営委員会」(資料)に沿って、議案の提案理由及び概要について、ご説明致しますので、ご覧ください。

報告第1号、専決処分については、議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、11月11日に専決処分を行ったので報告するものです。主な内容は、令和2年6月19日午後6時30分頃に、相手方が、工業団地ローソン交差点から平塚方面に約900m先に向かった河原子320地先の市道00-103号線を自動車で行っている際に、道路上の穴に車輪を落とし、左前後輪のタイヤがパンクし、ホイールが損傷したものです。損害賠償の額は、99,070円。賠償の相手方は、白井市在住の方です。示談日は、令和2年11月11日です。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である富沢賢司氏の任期が、令和3年3月31日で満了となるため、新たに野本幸治氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。住所は白井市富士、生年月日は昭和46年生です。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である國島千恵子氏の任期が、令和3年3月31日で満了となるため、國島千恵子氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。住所は白井市七次台3丁目、生年月日は昭和30年生です。

資料の裏面2ページをご覧ください。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である大塚公裕氏の任期が、令和3年3月31日で満了となるため、大塚公裕氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。住所は白井市富塚、生年月日は昭和46年生です。

議案第1号、白井市公共下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、地方税法の一部改正により、延滞金に係る

用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、所要の改正が必要となる5つの条例の一部改正を行うものです。施行期日は令和3年1月1日施行です。

議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、令和2年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、令和2年12月期の期末手当の支給月数を1.30から1.25に改定するものです。また、令和3年以降の期末手当の支給割合を、6月期、12月期で均等化するものです。施行日は公布の日施行です。ただし、支給割合の均等化については令和3年4月1日施行です。

資料の2ページ下段から3ページをご覧ください。

議案第3号、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員の令和2年12月に支給する期末手当の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、会計年度任用職員の期末手当については、令和2年12月分は一般職の規定を準用せず、現行の支給割合とするものです。施行期日は、公布の日施行です。

議案第4号、白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、国民健康保険の減額に関する規定において、軽減判定所得を算定する際に所得から控除する基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものなどです。施行期日は、令和3年1月1日施行です。

議案第5号、白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、介護保険料の区分判定のうち、地方税法を引用する租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うもので、地方税法の一部改正により、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたものです。施行期日は、令和3年1月1日施行です。

資料の3ページ下段から裏面の4ページをご覧ください。

議案第6号、白井市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、企業立地に係る奨励措置期間が令和3年3月31日で満了することに伴い、奨励措置期間の延長を行うため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、白井市の企業立地を促進するため、奨励措置期限を5年間延長し、令和8年3月31日までとするものです。施行期日は、公布の日施行です。

議案第7号、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定については、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理期間が令和3年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター、白井市福祉作業所の3つの複合施設で、所在地は、白井市清戸766番地の1です。指定管理者とする団体の名称及び所在地は、社会福祉法人白井市社会福祉協議会、会長、松本 千代子、所在地は、白井市復1123番地です。指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

議案第8号、白井市第5次総合計画後期基本計画については、白井市第5次総合計画基本構想を実現するため、施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示す、白井市第5次総合計画後期基本計画を定めたいので、提案するものです。

資料の4ページ下段から5ページをご覧ください。

議案第9号、令和2年度白井市一般会計補正予算（第11号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億55,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億27,631千円とするものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、指定障害者福祉サービス利用者の増加、障害児通所施設利用者の増加、児童扶養手当受給者の増加などにより所要額を補正するもの、国が定める保育料単価の増額及び私立保育園入園者の増により委託料を補正するものなどです。

議案第10号、令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）については、補正内容は、令和3年度の国民健康保険事業における特定健康診査の実施にあたり、令和3年3月から準備を開始する必要があるため、令和2年度からの債務負担行為を設定するものです。

議案第11号、令和2年度白井市介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億78,253千円とするものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、介護報酬改定に伴いシステム改修が必要となったため所要額を補正するもの、過年度の介護保険料の還付額が当初見込みを上回り、不足が生じる見込みとなったため、所要額を補正するものです。

議案第12号、令和2年度白井市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ1,700千円増額し、5億99,877千円とするものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、他市との行政界となる道路において、白井市の水道配水管と他市の下水道マンホールが交錯して埋設されており、管理上支障があることから、配水管の切り直し工事を実施するため所要額を補正するものです。

資料の5ページ下段から裏面の6ページをご覧ください。

議案第13号、令和2年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ15,560千円増額し、15億61,373千円とするものです。歳入歳出予算の主な補正内容は、9月に確定した昨年度分の印旛沼及び手賀沼流域下水道維持管理負担金が大雨による不明水の増加から不足が生じたため補正するものです。

なお、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第3号「白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、11月25日の議会開会日に議案を提案いたしますが、条例の議決は、国家公務員の給与改定に伴う法案の可決後とすることとされており、11月末までに国の法案は可決される予定となっております。そのため、12月期の期末手当の基準日である12月1日までに議会の議決が必要であることから、11月30日に質疑、討論、採決をお願いしたいと思っております。

また、資料に記載はございませんが、12月18日の議会最終日に、新型コロナウイルス感染症に係る国の交付金で行う事業について、追加の補正予算を提出する予定でありますので、当日質疑、討論、採決をお願いしたいと思っております。

以上で、今定例会に提案する議案内容の説明を終わります。

血脇委員長：

以上で説明が終わりました。ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

岩田委員：

確認なんですけれども、間違っていたら申し訳ないです。まだ議会の日程は決まっていなくて、議会の最終日は決まっています。初日は市長が招集しますから、11月25日ということで、先ほど、議案のいくつかを、11月30日に、というのは、私は聞こえたんですけれども、11月30日なのか、11月25日の間違いではないか、ちょっと確認したい。

川村総務課長：

11月25日に、初日に議案を提出させていただきまして、国の給与改定の法案が、まだ25日に可決されていない可能性がありますので、その関係で、初日にできてしまえばいいんですが、そういう法案が可決されていない状況で可決するというのはどうなんだろうということがありますので、11月30日に給与改定の条例案の議決を求めたいと思っております。

血脇委員長：

他に補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

柴田副委員長：

最終日に追加補正があるというお話でしたけれども、事前に議案としては提出されると思うんですけれども、どのくらいの時に提出されるんですか。

川村総務課長：

議案としては、まだ確定はしていないんですが、およそ1週間程度前ぐらいには、提出させていただきたいと思っております。

血協委員長：

他に補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、補足説明はないものと認めます。ここで、総務部長、総務課長は退席となります。ご苦勞様でした。

それでは次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、請願、陳情、一般質問についてご説明いたします。請願につきましては、今定例会審査にかかる提出はありませんでした。次に、陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表をご覧ください。今回、市内からの陳情が1件、提出されております。受理番号第12号、令和2年10月16日受理、「安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情」、陳情者は深山綾さん、住所、白井市清水口2-4-7-107です。陳情事項は2項目、一つ、「白井市は、出産時、親族等の協力が得られない場合、優先して保育園の入園を認めてほしい。」、一つ、「白井市は一時保育の利用日数や利用料金等、保育園と同等もしくはそれに近づけるよう改定してほしい。」、以上でございます。なお、今回の陳情者は、審査は希望しますが、内容の説明は希望しないと聞いております。続きまして、一般質問につきましては、お手元の一覧表のとおり、今回15名の議員さんから通告をいただいております、24項目となります。

血協委員長：

以上で議会事務局長より説明が終わりました。ただいまの説明について補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、次に、議長より、この陳情の取扱い及び議案の付託について説明をお願いいたします。

長谷川議長：

それではまず、陳情の取扱いについて説明をいたします。陳情第12号に関しては、本人が説明を希望されないということでございましたけれども、市に関わる陳情でございますので、審査はできるだろうという考えのもと、これについては教育福祉常任委員会で付託をお願いしたいと思っております。次に、議案の付託先でございますけれども、議案付託表(案)をご覧ください。教育福祉常任委員会に議案第4号、第5号、第7号、第10号、第11号、都市経済常任委員会に議案第1号、第6号、第12号、

第13号、そして、議案第9号、補正予算は各常任委員会の所掌ということをお願いしたいと思います。それから、議案の第8号に関しては、後期基本計画に関する調査特別委員会に付託をお願いします。先ほどございましたように、本会議の中で諮問第1号から第3号、そして、議案第2号及び第3号でお願いしたいと思います。

血脇委員長：

ただいま議長より説明のありました、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について、ご意見はございますか。よろしいですか。意見はないものと認めます。陳情第12号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することにご異議ございませんか。異議なしと認め、陳情第12号は、教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題といたします。事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、始めに会期日程案について説明させていただきます。お手元に配付の会期日程案をご覧ください。会期につきましては、11月25日から12月18日までの24日間としています。始めに11月25日につきましては、会議録署名議員の指名から、諸般の報告のあと、報告第1号から議案第13号についてまで一括上程、提案理由の説明及び報告のあと、諮問第1号から諮問第3号については、人事案件につき、初日採決をお願いいたします。次に、議案第1号から第13号まで議案内容の説明となります。なお、議案第2号および第3号については、先ほど説明がございましたとおり、人事院勧告等を踏まえ、12月に支給する職員の期末手当を調整するため、11月30日に質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。また、11月30日につきましては、大綱的質疑の締切りを正午に予定しております。次に、一般質問につきましては、11月30日、12月1日、3日にそれぞれ5名でお願いしたいと思います。次に、12月4日につきましては、議案第1号及び第4号から第13号までの質疑、委員会付託を行います。また、本会議終了後、総務企画常任委員会の開催を予定しております。次に、12月7日は、後期基本計画に関する調査特別委員会の開催。8日は教育福祉、9日は都市経済常任委員会の開催。そして、12月10日につきましては、後期基本計画に関する調査特別委員会の開催、討論、採決ということで予定して設定いたしました。最終日を12月18日としまして、各常任委員会及び特別委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上、会期日程（案）となります。続いて議事日程ですが、お手元に配布の議事日程案をご覧くださいと思います。今会期中に議題となる案件といたしましては、日程第一の会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、報告案件が1件、人

事案件の諮問が3件、議案が13件、陳情1件、一般質問等となります。以上で説明を終わります。

血協委員長：

ただいま、事務局長から説明がありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございますか。

岩田委員：

会期日程は事務局長の説明のとおりでいいと思います。確認したいのは、11月30日なんですけれども、これは一般質問、それから議案の審議があるんですよね。これはどちらを先にするかというのを確認だけしておきたいと思います。

石井事務局長：

当初の予定でございますと、一般質問の日でございますので、一般質問につきましては、傍聴者等への配慮が必要なことから、一般質問を先に行いまして、一般質問終了後に議題とさせていただきますと思います。

血協委員長：

その他に、質疑はございますか。よろしいですか。

石井委員：

11月30日に、大綱的質疑の締切りが正午までになっているんですけれども、ここで言う大綱的質疑の内容は、議案第1号と、議案第4号から第13号ということになると思うんです。そうすると、その中に当然議案第8号の後期基本計画についても大綱的質疑やるのね、という話になってくると思うんですが、ここは、後期基本計画は、特別委員会を作った時に、全議員が特別委員になりましょうということで作った特別委員会なので、大綱的質疑を、普通、決算とか常任委員会のことを考えると、そこに附属していない議員が大綱的質疑をやるという感覚だったんですね。今回は、後期基本計画特別委員会が全員なので、大綱的質疑ということでなく、全議員が特別委員会の中で質疑をしていいんじゃないかなと思うんですが、ここら辺の扱いが皆さんどういうふうに考えるんでしょうか。

柴田副委員長：

一応、一つの議案なので、ここから、ただし第8号を除く、というふうを書くのも変かなと思うので、こういう書き方のままでいいと思うんですけれども、特別委員会の中で場を設けられているわけなので、皆さんの合意が取ればですけども、特別委員会の中で含めてやってもいいのではないかなと思います。どうでしょうか。

古澤委員：

石井委員、柴田委員のご意見に賛成です。

田中委員：

私も賛成いたします。

血協委員長：

賛成の意見が非常に多いのかなという感じを受けるんですが、それでは、この記載の仕方についてはこのままでおいて、大綱的質疑は、議案第8号は特別委員会の中でやっていただくというようなことでよろしいでしょうか。それでは、そのような形で議案第8号については対応させていただきたいと思います。ご異議ございませんか。異議なしと認めます。その他に質疑ございますか。よろしいですか。それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。会期日程案および議事日程案については、協議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認め、決定することといたします。

休憩いたします。再開は10時50分といたします。

—休憩 10：37—

—再開 10：50—

血協委員長：

それでは、会議を再開いたします。

岩田委員：

先ほどの、今定例会の中で、確認をしたいことが1点あるんですけど、今回後期基本計画の特別委員会が議長を含めた21名全員で委員になっています。で、特別委員会を行った後に、最終日にですね、特別委員会の委員長が委員長報告を行って、普通であれば、その後質疑、討論、採決という形になるんですけども、全員が委員になっていますから、委員長報告に対しての質疑というのは、おかしいかなと思うんですね。その確認を、委員長報告に対する質疑を省略したほうが良いと思うんですけども、それだけ確認と、皆さんのご意見を伺いたいと思うんですけども。

血協委員長：

みなさんご意見いかがでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

それでは、最終日の議案第8号に関わる特別委員会の部分については、委員長報告の後の質疑は省略するということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、異議なしと認め…。

伊藤副議長：

今の件なんですけれども、修正がある場合に、特別委員会の中で行っていただくということで、本会議の中で最終日に修正が出てくるとはならないというふうに考えてよろしいでしょうか。

石井事務局長：

前回の例でお話をさせていただきます。前回につきましては、委員会の中でも修正案は出ております。そして、修正案が4、5本出ておりました、最終的にどれも成立しないで、否決という形で本会議に戻ったものでございます。それに対しまして、改めて議場のほうで修正案が4件出ておりました、最終的に修正可決ということで結論が出ておりますので、その質疑というのはあくまでも委員長報告に対する質疑でございます。もし修正案が出た場合には、修正案に対する質疑というのを行うべきでございますので、よろしくお願いいたします。

伊藤副議長：

前回の場合は、聞くところによると、全員が委員になっていたということではないということで、そういう結果が生まれていると思いますが、今回は全員が委員になっているという関係で、前回とはちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、皆さんのご意見はどうでしょうか。

血脇委員長：

今、伊藤副議長のほうからですね、前は委員でなかった方が修正案を最終日に出したと。最終日というか3日前までに提出となっているので、その期日に従って出しているのかと思うのですが、今回全員なので、特別委員会の中で修正案を出していただくという方法も一つあるのかなと。言っていることなんとなくわかっていただけない……。

石井委員：

会期日程は、先ほど決めました。その会期日程の中で、後期基本計画に関する特別委員会を7日の月曜日にやって、そこで質疑をやるわけですね。そこでしっかりと質疑を一日やったうえで、8日と9日の2日間は常任委員会があって、2日空くわけです。で、10日に後期基本計画に関する特別委員会の討論と採決というところまで決めました。なので、私は、修正案が出るのであれば、10日の特別委員会の中で修正案は出て、それについて、揉むなり、質疑するなり、討論するなりしたうえで、10日に採決をするんだというふうに解釈しています。なので、18日の最終日には、あくまでも特別委員会としては、決定した内容を委員長が報告するということになるのではないかとこのように思っていますが。

古澤委員：

今、石井委員がおっしゃったとおり、全員が参加している特別委員会で委員長報告をして、その段階で修正案が出るというのはおかしな形ですので、特別委員会の中で修正案が出たら、それを解決して、最終的な結果を本会議場で報告するという形になったほうがよいのではないかと思います。

血脇委員長：

今、石井委員、古澤委員の方から、特別委員会の最後のときですか、討論・採決するとき、修正案を出すのであれば、この時に出していただいて、そこで結論付けて最終日というふうなご意見だったかと。皆さんご意見いかがでしょうか。

岩田委員：

進め方は、特別委員会の中で質疑、討論、採決をして、修正動議が出ればですね、その修正案が可決されれば、委員長報告はその可決された修正案に沿ってすると思います。本会議ですると思うんですけども。当然、委員長報告に対する質疑は、一応それはもうみんな委員なわけですから、省略してもいいと思うんですよ。その後、また討論があるんですけども、その討論の前か、中ですね、再度修正動議を出すことを止めるというのかな、それを許可しないということにはできないと思うんですよ。なので、例えば委員会の中で修正案が出されて、あるいは修正案が否決されないで、可決されると。委員会の中で修正案が可決されたと。で、決定したと。だけれども、本会議で委員長報告の後に、討論の前か討論の中で、新たに修正案が出されたときに、それはそれでもう1回その修正に対しての説明、質疑、討論、採決をしなければならないと思うんですが、手順というのはどうなんですかね。

石井委員：

今、岩田委員がおっしゃったことはどういうことを想定されているのかなと思って、今考えてみたんですが、10日の特別委員会の中で、たとえば修正案が出ます。それが、何本か出て、修正案が1本に固まって、討論、採決、10日はとにかく採決するわけですから、一つはきまるわけですね。その一つが決まりました、特別委員会としてはこれが一つで決まりました。でも、要するに、可決されなかった修正案を出した人が、否決された修正案を出した議員が、納得いかないということで、最終日に、討論の中で、特別委員会では採決でも決定したんだけど、自分は納得いかないから、この場でもって再度出しますよ、ということをおっしゃっているんでしょうか。

岩田委員：

例えばそういうことも含めてです。含めて、新たに本会議で修正動議を出された場合に、それを拒否するということは、議会としてできないんじゃないかと思うんですけども、確認をしたほうがいいと思います。いや、一般的に考えればおかしいんですよ、おかしいんですけども、手続きとすると。

柴田副委員長：

10年前の後期基本計画のときは、全員が委員だった、それで、いくつも修正が出て、どれもこれも成立しなくて、結局最終日も決まらなくて、次の年に持ち越されたって、かなりもめている経緯がある。そういう前例があるので、例えばここで、全員一致で修正が出た場合に、特別委員会の中で全員で採決されたんだったら、それ以上出すというのは、それこそ〇〇〇にもとるんじゃないかと思うけれど、それがそうじゃなかった場合、最終日にやっぱりこうであるというふうに私は修正を出したいという主張とか、そういうことを止めるということはできないかなと私も思うんですよ。前回の例もあるので。そこを出しちゃだめよというふうなことを、議運で決めちゃうことはできないのかなという気がするんですけども。どうでしょうか。ここはちょっと見ているんですけど。なんかちょっと答えが見つからない。

血脇委員長：

そうですね、議運でそれを止めてしまうことはできないんじゃないかというような意見かと思うんですが。ちょっとこういう言い方どうかなと思うんですが、議員全員が特別委員になっているので、特別委員会の最後の討論採決の時に、修正を出すんだったらここで出してくださいと。どうしても納得できなければ最終日に出していただくのは、これはもう止めることもできないのかなと思うので。

石井委員：

確認をしたいんですけどね、いったん特別委員会の中で質疑して、討論して、採決までしたものを、再度最終日に修正を出すということが今までにあって、これは当然認められることなんですか。

石井事務局長：

基本的には、前回はそのような形で、本会議でも修正動議の提案がありまして、それに対する質疑を行いまして、順番に採決を行って、本会議で修正可決されたという例は実際にございます。やはり、所定の要件がそろって提出をされておりますので、それをないものにするというのはちょっと難しいとは考えております。

古澤委員：

議会運営委員会で、この本議会の運営を決めるわけですから、先ほど委員長がおっしゃったように、決め事は決め事として、特別委員会の中で修正動議を出すという方針を出し、それでもまた出してしまった場合は、議長が対応するというのでいいのかなと思います。議長というか、本会議場でね。

岩田委員：

一般論としてね、全員が委員の特別委員会で決定したものを、ちょっと待ってよって本会議で違うものを出すのはそれはおかしいと思うんですね。ただ、それを議運でそういうことはできないということを決めることが可能なかどうか、いわゆる、手続き上ですね、委員会で一旦決まったものを、その後の本会議で修正動議を出すことが拒否できるのかどうかね。議運で決められるのか、決められないのか。そういうことを決められるのであれば決めればよいと思うんだけど。私は決められないと思うんですね。それだけちょっと確認しておきたいと思います。

古澤委員：

しっかりと確認できれば、それに越したことはないし、それに沿って決めていけばいいと思いますけれど、それに関する判例みたいなものを読んだことがちょっとないんですけど。事務局、どうなんですかね。

血脇委員長：

暫時休憩いたします。

—休憩 11：03—

—再開 11：09—

血脇委員長：

それでは、会議を再開いたします。

岩田委員：

事務局のほうに確認をしてもらいたいと思うんですけども、委員会の中での修正動議というのは1人で、個人でできるんですね。本会議では1人ではできないんですよ。必ず賛成者というのかな、2人いなければ出せないというのがルールにあります。普通に考えれば、21人全員の特別委員会ですから、その中で決まったものに対して、可決されたものに対して、最終日の本会議で、もう1回同じような修正動議、賛同者が1人いるわけですけども、そういうものを出すのはおかしいと思いますけれども、議会としてのルール上ですね、手続きがちゃんと整って出されたものを拒むことはできないと思うんです。この辺のことを、事務局に確認してもらいたいと思います。

石井事務局長：

ただいま田中委員がおっしゃったとおりでございます、提出の要件がございます。修正動議につきましては、文書で案を備えて提出するということになっておりまして、本会議で提出する場合には、賛同者1名が必要になってまいります。委員会につきましては、1人でも出せるというところがございますので、こういった提出要件を満たしている以上は、これを拒否することはできないと考えております。

岩田委員：

それを踏まえてですね、議会運営委員会以外の方も今いらっしゃいますので、それを踏まえた上では、常識という言い方はおかしいですけども、普通、まあいいや、特別委員会で決まったことに対して異議を唱えるのは、構わないと思う、まあ構わないというか、許可できませんけれども、特別委員会の中で、仮に出された修正動議を、最終日にほぼ同じような修正動議は出さないように、控えるように、なんとなく皆さんの申し合わせというか、認識してもらおうと思っておりますけれども。

血脇委員長：

今、岩田委員のほうから、修正を出すのであれば、特別委員会のときに修正を出していただいてというようなご意見だったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川議長：

今、修正動議ということで議論されていますけれども、今、委員会の中では、討論の中で、その修正について提案していただくシステムになっています。ですから、動議で出てしまいますと、動議が優先されて、他の修正案は審議されないで終わってしまう可能性もありますので、そこのところをご理解いただきたいと思います。

岩田委員：

ですから、修正案、まあ普通動議で出される場合と、白井では討論の中で、修正案を提案してきたわけですけども、議運とするとですね、特別委員会も含めて、修正案を出す場合はどういう形にするのか、討論の前で出すのか、討論の中でそういった案を踏まえて言うのか、それを確認したほうが良いと思います。

血脇委員長：

今、修正を動議として出すのか、あるいは討論の中で出すのかというようなところで、この辺を決めるというか、協議しておいたほうがいいのではないかというような岩田委員のご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。ご意見を。先ほど、長谷川議長のほうからもありましたけれど。

古澤委員：

討論の中で出すということになっているのではないですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

岩田委員：

多分、修正案を文書を添えて何日か前に出すわけですから、討論の中で言うよりも、私個人的には、討論の前で修正動議として出したほうが個人的にはいいと思うんですけども。

柴田副委員長：

討論の中で、修正とか何とかというふうに言うというのは、委員会の中でだけのルールかと思っていたんですよ。だから、本会議で出す場合はきちんと体裁を整えて意見書の発議と同じに3日前までに出すとか、そういうルールでもいいのかなと思うんですけど。

血脇委員長：

岩田委員がおっしゃったのは、委員会のときに。

岩田委員：

議長の発言を受けたものですが、議長は本会議のほうの、何て言うかな、それを。一応本会議の中でのことを言ったつもりなんですけれども。まあ委員会の中も決めたほうが良いと思います。

石井事務局長：

そこはですね、委員会の採決の仕方というところで申し合わせが1つございます。議長が発言された部分につきましては、委員会の、委員会だけじゃないんですけども、一部採択や趣旨採択を求める動議の取扱いというふうな中で、委員長報告の質疑終了後に、討論の中で一括して提案してくださいというのが、そういう申し合わせになっております。これは、委員会だけではなく、本会議でも対象になってまいります。しかしながら、今議題になっているのは修正動議でございますので、通常ですと、質疑が終わりまして、その間に提出をしていただきまして、修正動議を提出されたのでということで提案理由の説明、そして質疑をやった後に討論をやると思っています。そこでは、煩雑な討論になってしまいますので、私はこの案に賛成というような形の一言を申し出ていただいて、討論をしていただくのがわかりやすい並びかなと思っておりますので、やはり、討論の中でやるというのはちょっと難しいと考えております。

血脇委員長：

今、局長のほうから討論の中でやるのは難しいだろうという部分と、あったんですが、皆さん、この会期日程も決まったものなんですけれど、7日に質疑があります。討論、採決が10日というように、あいだ2日間あります。ですから、討論の前に修正動議を出していただくということは、1日でやると、中休憩を取って、出していただくようになるんですが、この場合、中に日数があるので、もし修正を出すのであれば、この10日の討論の始まる前に出していただくというような形で、進められるんじゃないかなと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。はい、討論が入る前に修正があったら出していただくというような、そんな形で対応も可能かなと思うんですけど、みなさんご意見いかがでしょうか。

伊藤副議長：

それは委員会の話ですよ。まず、委員会のほうだけ片付けちゃうという考え方ですか。わかりました。

柴田副委員長：

その時、修正を本会議で出すときは、全部体裁を整えて出しますけれど、委員会の場合はこの文言をこういうふうに直したいとか、そういうふうに口頭で、それか討論で、だめ。お願いします。

石井事務局長：

修正動議につきましては、案を備えてという条件が付いておりますので、やはり文書でないとわかりにくいものになると思いますし、受付はちょっとできないと思います。

柴田副委員長：

そこはわかりました。そうしたら、10日の、もし修正があった場合、討論が始まる前までに、文書を提出しておけばいいということに、委員長あてに、ということになるわけですね。

石井事務局長：

今回、討論と採決を別の日に設けておりますので、その間の2日間において調整していただきまして、事前に事務局に出していただければ…。

血協委員長：

質疑と討論は分かれています。質疑の日が7日、討論の日が10日になっていきますので、その討論が始まる前までに事務局に体裁を整えて提出していただくというようなことになるのかなと。

石井事務局長：

そのような形で提出していただきますと、討論・採決の前に、皆さんのほうにもお配りできますし、周知もできるかなと考えております。

血協委員長：

それでは、委員会のほうの流れはこのような流れでよろしいでしょうか。そうしましたら、本会議での修正という部分なんですけど、これを、先ほど岩田委員が言われたように、出しちゃいけないということですか、それは議運で決められることじゃない、それを止めることはできないということですので、もちろん、止めることはできないんですけども、議員皆さん、ここに大勢の方がいらっしゃいますので、ある程度の認識は持っていただけた部分もあるのかなと思って、共通認識として、10日の特別委員会の際に、修正動議を出される方は出していただくというような、何て言うかな、共通認識を持っていただくような形が。

柴田副委員長：

すみません。じゃあ、前回、5年前のほうの確認をしたいんですけど、やっぱり修正が入ったんですよね。交通問題の中に北総鉄道という文言がなかったの、これは結構みんなに入れてくださいということで修正がかかったと思うんですけど、それは、特別委員会の中で決まって、本会議で報告というふうになったのかどうか、ちょっとそこだけ確認、どうだったかなと思っているんですけど。

血協委員長：

暫時休憩いたします。

－休憩 11：22－

－再開 11：27－

血協委員長：

それでは、会議を再開いたします。

石井事務局長：

お時間いただいて申し訳ございません。5年前の27年の特別委員会の件に関しましては、修正案が委員会で提出をされておまして、何件か、2案ほど出ているようでございますが、最終的に、1つの案が賛成全員で可決をされております。この案を、本会議におきまして、修正可決という形で委員長さんのほうから報告がありまして、本会議で諮って修正可決ということが決定した状況でございます。

血協委員長：

委員会で修正可決されたものがそのまま本会議で可決されたというような状況という報告をいただきました。それでは、ここ、ちょっと歯切れの悪い言葉になっちゃうんですけども、特別委員会について、修正のものを出される方は、様式に則って、討論の前に出していただくということと、あと、皆さんで共通の理解認識ということで、本会議においては、というような、この先はちょっと言葉には出しませんが、というような方向で、皆さんいかがでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

〔「言葉にしてください」と言う者あり〕

はい、修正案は本会議では原則控えていただくと。出さないというような形で対応をしていただきたいと思います。皆さん、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、そのような形で進めさせていただければと考えています。その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。ちょっと暫時休憩を取ったりしているんですが、このまま少し継続しちゃってよろしいですか。それでは、ここで議題1につきましては、終了させていただきます。続きまして、議題2、感染症対策にかかる9月議会での対応の検証についてを議題とさせていただきます。ちょっと時間があれですので、かいつまんで私のほうから説明をさせていただきますと思います。先般、議会運営委員会を開催いたしまして、皆様のお手元にある、各会派、党から出されてお

ます検証についてですが、1、2、3、4、5、6、8、9、これは終わっております。ちょっと検証しなくてはならない分で、ちょっと残っているのが、7と10でございます。私のほうで、7の部分を1つずつ見させていただいたのですが、この部分については、決算の審議、会期中にやったものですとか、そういうものについて記されております。ですので、決算というとまた来年の話になりますので、この部分については、改めて検証をさせていただくと。12月議会の対応に向けての部分の話を進められればと考えております。7についての部分、この決算の部分は後の検証、検討ということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

では、この7の部分については、後にさせていただきます。続きまして、10番、その他の部分で、田中議員のほうから陳情の審議についてということでこの文言が書かれているんですが、ちょっとこれ、議会運営委員会の中で検証するにはちょっとという部分がございます。田中委員、申し訳ございませんが、ちょっとそのように感じております。それから、ちょっと飛びまして、裏面の和田議員から出ている部分ですが、この項目につきましても、ちょっと議会運営委員会で今検討する内容ではないと考えているところです。続きまして、日本共産党さんのほうから出されていますその他の部分、これは全国市議会議長会からのというような内容でこれっていうのは議会運営委員会というよりも、どちらかというと、全員協議会で、という部分がございますので、この部分はここでの検証から除かせていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。それでは、10番のところで、市民の声、ここから2項目出ております。この2項目のうちの、まず、これ議会ホームページの部分が出ています。これを議運で、というのもちょっとクエスチョンがあるんですが、ちょっと事務局長のほうに確認いたしましたところの内容を局長のほうからご説明をお願いしたいと思えます。

石井事務局長：

それでは、市民の声のほうからいただいたご意見でございますが、ホームページ、現状見ていただきますと、お知らせというところの枠の中にですね、コロナウイルスの対応といたしまして、傍聴の皆様へというところへ飛べるようになっております。それと同じく、傍聴のご案内というところで、傍聴する際の決まり事などを書いたページが独立してしまっている部分がございますので、どちらのページに入っても相互に行き来ができるように、それぞれリンクを貼るということで、この件については解決できると思えますので、そのような対応をしたいと考えております。

血脇委員長：

局長、確認です。これ、市民の声から出ているんですが、どのようなところがわかりづらいのかどうかというのは、ちゃんと出された議員さんに確認されて、対応可能なのかどうかというのは。

石井事務局長：

一応内容について確認させていただきまして、要はコロナウイルスの対応と、通常の傍聴の機会というのが別のページになっているのは問題だろうというご意見をいただきましたので、そこについては双方にリンクできるような形で対応したいと考えております。

血協委員長：

今、局長のほうから説明があったとおり、このホームページの見づらいい、わかりづらいというような意見を出された方に確認をとって、それは事務局のほうで変更が可能ということですので、それはそれで対応していただければと。そのような対応でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

それではこの件は終わります。続きまして、陳情の審査の振り返りということで、受付までの流れですとか、それから、9月議会から始めたことについてということなのですが、まず、陳情審査、前回から始まっているんですが、これについて、今回も陳情が出ております。陳情者は、同席をされないということを知っているんですが、この陳情の流れ等を含めて検証をしたいと思います。初めに局長のほうから、申し訳ございません、これ、受付、受理を担当する側のご意見を事務局のほうから伺いたいと思います。

石井事務局長：

それでは、お手元に請願・陳情受付チェックシートというものをお配りしてございますので、見ていただきたいと思います。前回、9月議会では、窓口においでになった際に、このような形で共通の様式によりまして、受付の際のチェック事項を定めております。特に、新しく加わった部分といたしましては、下のほうになりますが、審査を希望する、希望しない、また、内容の説明を希望しますか、それから、陳情に関する資料の提出の予定がありますかというようなことをですね、必ず確認するような形をとっているところでございます。今回、このチェックシートを確認する中で、12月に審議をされる予定の陳情者につきましては、審議を希望しないということが確認をできたところでございます。

血協委員長：

ただいま事務局長のほうから、受理を担当されるところはチェック表を作って、このような形で対応したということで、特段不備はなく、スムーズにいったという理解でよろしいでしょうか。

石井事務局長：

職員でばらつきがでないように、全職員が同じ質問項目をできるようになったと捉えております。

古澤委員：

陳情第12号も当然このチェックシートを使われたものですよ。今の説明をちょっと聞き逃しましたので、最後3項目、審査をする内容の説明を希望する、希望しない、陳情内容に関する資料の提出、この3項目をもう一度おっしゃっていただいていいですか。

石井事務局長：

まず、市内からの陳情でございましたが、審査を希望する、希望しないというところにつきましては、文書を提出すればそれで済むのか、それとも審査をして結論を出していただきたいのか、という部分で確認をしているところでございます。内容の説明につきましては、説明の時間といたしましては、15分までという形の説明と、参考人として招致する場合がありますよということをお伝えした上で、説明を希望しますか、しませんかというような形で聞き取りをするようにしております。なお、その際には陳情者を含めて3人までとさせていただきます、ということも併せて伝えているところでございます。内容に関する資料提出の予定はありますか、ということですが、これは審査の当日に配られても、なかなか目を通すことができないというご指摘をいただいておりますので、3日前の正午までに提出をしてくださいというような形でお願いをしているところでございます。今のところ、これによりまして不具合は出ておりません。

血協委員長：

陳情第12号を出された方の審査を希望するか希望しないか…。

古澤委員：

付託を希望しているから審査は希望したんですよ。で、内容の説明は希望しないということですね。で、陳情内容に関する資料の提出はまだわからないということですね。

石井事務局長：

今回、このチェック表、皆さんのほうには空のものが行ってしまっておりますが、聞き取りしたものの中には、審査を希望するにマルがついております。そして、内容の説明を希望しますか、というところに希望しないというところにマルが入っております。資料の提出につきましては、提出をするということで、マルをいただいております。

血脇委員長：

それでは、このチェックシート、有効に活用がされているというような事務局からのお答えだったかと思えます。ここで、この12月議会、陳情出ているんですが、陳情者が出席しないというようなことで、出席されないんですが、ちょっと触れておきたいのが、陳情者の趣旨説明ですとか、そういうものの時間が15分ということで、初めて今回やったわけですが、このあたりについて皆さんに聞くのもあれですけど、当該常任委員長の柴田委員長、石井委員長と、この2委員長がおられますので、例えば、委員の方から短かったよとか長かったよとかこれでいいんじゃないとか、そのような意見等が出ているかどうか、もし出ているようであればその辺を確認させていただきたいと思えます。

石井委員：

今のは9月議会での陳情の話ですね。わかりました。9月議会では、核兵器関係の陳情が出まして、初めに陳情者3名いらっしゃいました。3名ともそれぞれが発言して、15分ぴったりで説明を終わられました。非常に端的で的を得た説明で、余計なことを付け加えるというというようなこともなく、ストーンと我々委員の中には入ってくるような説明で、大変良かったと思っております。

柴田委員：

今回2回め、6月に続いて2回めの方なので、こういうふうになりましたということは事前にお伝えしてあって、お話しする時間も15分ということも伝えてあったんですけど、お話ししたらやっぱりいっぱいあるようで、もうすぐ時間ですと促したんですが、じゃあここまで話しますと言って、ちょっと延長されてました。そこまで私が15分ですからやめてくださいということはできなかったもので、ちょっと多分延長したと思えますけれど、お話は伺いました。十分だったかどうかというのは、ご本人的にはもっと話したいことあったのかなという気がしますが、その後、質疑の中でもずいぶんお話しされていたようですし、質疑の中でいろいろ説明ができるということを考えていけば、まあ、どうだったかな、ちょっと足りないぐらいだったのかなというような感想です。

血脇委員長：

今、2常任委員会の委員長から、9月議会を振り返ってみての感想というか、お聞きしたんですが、この12月議会、幸いと言ったら失礼ですが、陳情者が出ていないので、これ15分というような形で決まっているところなんですけど、今後について、もう少し検証数を増やしてから検討するとか、あるいはここで15分をもう一度検討したらどうだとか、そのようなご意見ってございますでしょうか。

柴田副委員長：

まだ1回しか行っていなくて、都度これからもあるでしょうから、どうでしょう、その質問時間としてどうだったでしょうというのをご本人に聞いてみるということはあるかなと思うんですね。いくつかそういうふうになったところで、もう1回検証してみるということで、とりあえずすごく厳しく15分までとはならなかったですけど、教育福祉のときは。まあとりあえずこのくらいで、決めたことなので、ここで数を重ねていってみてはどうかなと思います。ただし、陳情者にどうだったか、説明時間として、そういうことをちょっとヒアリングはするという必要かなと思います。

石井委員：

教育福祉が、今回同じ陳情者でね、9月議会、前々回と同じ陳情者で、内容もそんなに変わらないような内容だったなと、私傍聴していてすごく感じました。本当に委員長の采配は素晴らしくてね、今回陳情者が、あと5分くれって言ったんですよ、説明時間を。それをきっちり委員長がしっかりとまとめてくださったのは、やはりこの15分と決めたということがあったから、うまくいったんじゃないかなという気がします。押し切られちゃうということも十分にある中で、頑張っていたいただいたなというふうに思います。傍聴として聞いているほうとしては、言っていることは前回と同じようなことだったなというような気もしましたし、15分と決めておいてよかったなという感想です。で、今柴田委員がおっしゃったように、まだ1回ですから、検証するにはまだ回数を重ねなければいけないと思うので、これはもうちょっと後でもいいかと思います。

血脇委員長：

後でもいいというか、現行の15分という形をこのまま継続して、検証数を増やして、先ほど柴田副委員長からもあったんですけど、陳情者にも伺ってみて、どのような、ということで、この後また協議をしていくということで皆さんよろしいでしょうか。

古澤委員：

いいと思います。わたくしも9月議会だけではまだ件数が足りないので、もう少し件数を重ねるといことがまず1つ、それから陳情者に感想を聞く、というのも大事だと思いますが、陳情者はやっぱり自分の思いとか主観とかがいっぱい入ってきますので、それと同時にこちら審査するほうの、十分審査できたと思ったのかどうか、その視点も入れたほうが良いと思います。

血脇委員長：

というような、古澤委員からご意見がございました。そういうところを様々加味しながら、検証件数を増やして協議検討していくということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

よろしいですか。それでは、この陳情の取扱いについては、現行のままを少し継続していくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それではそのような形で進めてまいりたいと思います。

中川委員：

もう少し検証しようということで結論はいいと思うんですけども、今回出されている方は、当日は陳述しませんよということで、このシートができた途端にこういう方が出てきたのか、これまでも、例えば5件の申請があったうち、当日審議にはこないという例の比率はどうなんですかね。

石井事務局長：

近年で申し上げますと、説明を希望しないというケースは今回初めてでございます。

柴田副委員長：

逆に、自分が出て行かなくてもちゃんと審議してもらえるんだということがこれでわかるので、出そうかなと思っている方にとっては、ハードルが下がったんじゃないかなという気がします。なので、こういうシートが整って、あとホームページにも記載ができるようになって、私はよかったかなと思っています。ずいぶん夏の間いろいろと話をしましたけれど、結果よかったかなと思っています。

中川委員：

私はね、その陳述人の方が、陳情文ありますよね。これ読んで、最初、私は現在2歳、1歳1か月の子育て中の母親ですと。来ること自身が大変なんだなというのはこれでわかるんですが、じゃあね、あなた来ないんですね、はい、わかりましたというのでいいのかなと。何かあまりにこう、陳情を出す人の声が届きにくい側面もあるんじゃないかなと思いました。

古澤委員：

私もその辺を感じたんですけれども、内容の説明のところに、希望した場合だけですか、参考人として招致することがあるのは。本当は、希望しなくても、ね。そうですね、今回の場合は私はいらっしゃらなくても色々な資料とか、執行部の説明で判断がつくなど思っていますけれども、お呼びしないとわからない部分がある場合というのは、この間審査しなかったの、そこはまた、おいおいちょっと審査したらいいのかな、中川委員がおっしゃることもわからないではないし、私も同じことを感じているので、どうしても陳情者に聞かなければならない場合は、そこでちょっと交渉してみるといふ余地を今後検討してね、皆さんで検討して残した方がいいのかなという感じはしています。今すぐ決めるということではありませんけれど。今回は大丈夫だと思います。

血脇委員長：

参考人として招致することがありますよということなんですけれども、内容の説明を希望した場合、招致することがありますよということですよ。で、希望しなくても、来てもらいたいという委員会側から、委員長から、そういう要望を出すことはやぶさかではないのかなと。そうしないと、本当に審査できないことも発生することがあるので、それでもどうしてもだめだって言えばちょっとこれは、ですけれども。

石井委員：

その点については、この間さんざん議論した中でも出た話なんです。それで、ご本人が希望しないと書いても、希望しないと審議できませんよねとなった場合に、参考人として招致することがありますよということは言っていきましょうということも審議しました、あの時に。そうした場合に、ご本人が来れなくても、ご本人が自分の思いを代弁してくださる方を出すということは十分あり得るわけだから、当然そういうこともありますよねということは、この間も話したと思いますよ。

中川委員：

この場合ですね、本人が希望しないということをお〇〇してきてね、やることを希望しないというけれども、じゃあ今のことが事務局から伝わっているのか、あなたは

色々あって、文書だけでやってくれって言うけれど、私に代わってこういう身内に代理の。

岩田委員：

このペーパーは、陳情者には見せてから目の前でチェックするのでしょうか。それとも、口頭で聞き取るのでしょうか。

石井事務局長：

窓口においていただいておりますので、そこでシートを事前にお見せしていないとは、現状では質問形式でさせていただいて、確認をさせていただいております。

岩田委員：

事務局の人は、柔らかい言い回しですからいいとおもうんですけれどもね。ちょっとこのペーパーを見ると、内容の説明を希望する、希望しない、これはいいと思うんですね。この下ですね、希望した場合、参考人として招致することがあるという文言は、一般市民からすると、何かどっかの裁判所に行ってしゃべらなきゃいけないのかなみたいな、招致することがあるとなると、ちょっと躊躇するするような文言じゃないかなと思うので、これ見せないのですね、聞き取りで、もし希望するのであれば、もし必要であれば、委員会で説明してもらうこともあり得ますよぐらいの、ちょっとこれはですね、太字で書いてあるこれがちょっと私は気になったんですけれども。

血脇委員長：

このあたりちょっと事務局のほうで、この活字を本人が見た状況と見ない状況、口頭で説明した状況でかなり違ってくると思いますので、そのあたり、ちょっと事務局のほうで調整というか、図っていただければと思います。

古澤委員：

陳情者ご本人が出席を希望しない場合に、先ほど私と中川委員が危惧したように、どうしても個人にお話をお聞きしなければならないことが出てきたときには、招致することができるという、石井さんがおっしゃっていたんですけれども、私ちょっとそこが抜けていまして、皆さんの認識を一致させた方がいいと思いますので、その部分、どうしてもお話ししたいときにはお呼びすることがあるかもしれませんということをお口頭で言うのか、欄外に1行書くのか、それはどうしたらいい。

岩田委員：

白井市の場合は、請願者も陳情者も委員会に来て発言する、説明することができるわけですが、他の議会では、陳情者呼ばないところも多いんですよ。この委

員会の中だけで、色々協議というかな、やり取りする機会が多いので、そういう場合、どうしてもですね、今回の場合も一応小さい子どもさんもいるのにね、必要が有るから何とかならないんですか、というのはちょっと酷だと思うし、委員とか、それから担当者とか、必要であれば外部の人を、陳情者でなくて他の方を招致ということもできるわけですから、だから、どうしても来てくださいということは、なかなかそこはあまり押し付けられないほうが良いと思いますよね。

石井委員：

だんだん思い出しました。そうなんです。参考人招致は付託された委員会が決めるんですよ。付託された委員会でこの内容を読んで、これじゃあ希望しないとは書いてあるけれど、だれか呼ばなきゃわからないよ、という話になった場合に、その委員会が誰かを呼んでくるんですよ。だからそれは関係者であったり担当課であったり、この方は当然来れないよね、この状況じゃ、となったら、この方にちょっと聞いてね、他に誰かいないって聞いてみるのも1つの手だよねというようなことは、その委員会が決めるんですよ。陳情者が、え、どうしよう、私でないって言っちゃったけれども、と陳情者が心配するようなことではなくて、委員会で決めましょうということは協議しました。

血脇委員長：

ということ。

柴田副委員長：

ちょっと引っかかっているのが、決めるのは委員会だということまではもちろんそうなんだけれど、外部の人を呼ぶのも、学識の人を呼ぶとかある場合に、陳情者が、私行けないけれどもじゃあこの人というふうにその人を招致するというのにはありなのかな、だったら陳情者として名前を連ねた中から呼びましょうよみたいな感じだったと思うので、陳情者が紹介するような人まで範囲に含めていいのか、そこも委員会で決めればいいのか、ちょっとそこらへんどうなんでしょうかね。そこまでの話をしなかったと思うんだけど。だったら自分で名前を連ねなさいよという話になったりするんじゃないのかなと。

血脇委員長：

私の記憶ですと、例えば連名で挙がってきたとします。5名、6名、7名というような連名で挙がってきても、委員会で参考人として招致するのは3名ということに決めたと記憶しております。その連名で、例えば5名いるうちの3名を委員会が呼ぶのではなく、状況によっては2名を呼んで、部外者を呼ぶというようなこともありというような、そういう話をしたというように記憶しています。ですから、これ、委員会

に誰を招致するかというのは、委員会のほうの判断にゆだねられるというふうに決まったと記憶しているんですが。そうですね。

柴田副委員長：

だったら、陳情者来れません。陳情者の友人の方ならいけますから、この人どうでしょうというのも、それは委員会で判断して、呼ぶ、呼ばない決めればよいということですね。はい、わかりました。

古澤委員：

細かいこともありますけれども、せっかく誰でも陳情できるようにという、枠を広げるためにこなくてもできるということを決めたわけですから、必要があった場合は陳情者本人及び関係者というんですかね、言葉ちょっとわかりませんが、を参考人として呼び出すことがあるということを経験したらいいなんじゃないですかね。それを、なおかつ陳情者に一応説明をしておく、その程度のことでもいいかなと思います。

血脇委員長：

要するに、これはもう陳情者が来た時に、細かなところを含めて、ちゃんと説明をしないとなりませんよというところかなと思うんですが、このあたり、事務局のほう申し訳ないんですけれども、今いろんな意見というか、出ていますので、そういうところを加味しながらですね、陳情者への対応をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

石井事務局長：

いただいたご意見を参考に、内部で検討させていただきます。よろしく申し上げます。

血脇委員長：

他にございますか。

石井委員：

すみません、もう時間ですから、次回に回していただければと思ったんですけど、今日の話合いで市民の声さんから出ている、陳情審査の振り返りというところで、私は議題に挙がるかなと思ってたんですけども、この参考人の15分までというところだけじゃなくて、前回の9月議会の陳情2件あったうちで、総務にあがってきたほうは、政府のほうに意見書を出してくださいという内容で、その意見書の中身を書いてあったんですけど、それについていろいろ審議していた中で、最後に岩田委員の

ほうから、この意見書の中身、もし可決されたら変えてもいいですかという話があって、そうしたら参考人の方が、それは構いませんというようなやり取りがあったんですね。ところが、教育のほうは、陳情者が出した意見書でしたっけね、国に挙げる意見書、そのの文言を、いきなりこれを変えてください、あそこを変えてくださいというふうに始まっちゃったんですね。それが、いいのかなというのをとても疑問に思いました。というのが、審議の第一発目で、何て言葉が悪いんでしょう、私は。一発とか言わないで。やり直しです。教育福祉常任委員会の陳情の中で、審議が始まったとたん、古澤委員のほうから、国に上げる意見書の最初の文言がそのように変わるのであれば、私は今まで勉強してきたことと違ってしまいます。そういうのはあらかじめ言っていたかかないと困ります、みたいなご発言があったように記憶しているんです。で、確か陳情の内容については、当日変えることはいけませんよというのはみんな知っていると思うんですけど、意見書、国に上げる意見書の文言については、変える、変えないというのを皆で統一しておかないと、本当に審議の妨げになるなという気がしたんですね。今日はいいですけども、これも1つ今後の課題に挙げていただければと思います。

血協委員長：

わかりました。今、石井委員のほうから意見書の当日の修正ということで、今後これを協議検討事項として、この部分を挙げていただきたいということがありましたので、それはこの後、議会運営委員会を開いたときにこの陳情の振り返りのところで協議検討をしていきたいと考えておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と言う者あり〕

それではそのような形で進めていきたいと思えます。他にございますか。よろしいですか。

伊藤副議長：

今現在、ドキュワークスのお試し期間が進行中だと思うんですけども、前の古い資料送られてきても、皆さんなかなか見ないかなという感じがするので、12月の議案のこれだけの資料をドキュワークスとサイドブックスにお試し期間中に流してみるといふ提案はいかがでしょうかねというお話なんですけれども。議会運営委員会の中でドキュワークスをお試し期間をやるというふうに決定していたと思うので、それに追加して、この12月議会の議案を一気に流してみたらどうかなという提案です。

血協委員長：

今、伊藤副議長から提案がありました。これについて、対応が可能なのか否か、事務局長よりご説明をお願いします。

石井事務局長：

今回提案される議案につきましては、事務局には紙で提出をされてまいりますが、データについてもすでに今回は提出いただいておりますので、ご希望であれば可能でございます。

血協委員長：

12月議会の議案をドキュワークス及びサイドブックスのほうに落とし込むことは可能だということです。対応していただくような形でよろしいでしょうか。

伊藤副議長：

一点だけちょっと心配は、サイドブックスがいつまで延長させてくれているんだというのが、ちょっと日にちはわからないんですけども、やって見る価値はあるかなと思いますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

血協委員長：

対応が可能ということで、いかがでしょうか皆さん。

岩田委員：

今回の12月議会にも対応可能ということであれば、今委員会とか本会議にはタブレット持ち込めないじゃないですか。自宅とか部屋で見ればいいんですけども、であれば、ちょっとお試しであればね、議場に持ち込むこともいいんじゃないかなと思っているところなんですね。どうなんでしょうかね、そうしないと、実際に議場でどうかなとやってみないとわからないんじゃないかなと思うんですよ。時間も遅くなって申し訳ないんですけど。あるいはそれはまたこの次予定ならそれでも構わないんですけど。

血協委員長：

今まだドキュワークスを入れたばかりでですね、どういうふうなあれかわからない状況ですので、まずちょっとこれ、お試し期間ということでですね、岩田委員、申し訳ないんですが議場への持ち込みはちょっとまだ後にさせていただいて、とりあえず、この12月議案は入れていただいて、皆さんでちょっといろいろと、とにかく試してみると。で、操作の仕方が慣れてきたら、今度議場への持ち込みも検討するというような流れでいければと思います。

伊藤副議長：

今、お試し期間の中で、どのシステムがいいかというような話なので、持ち込むというのはまたその後の話で、今は会議システムを比較という段階ですので、お試し期間の中でこの12月議会のものを入れてみれば、ドキュワークス、サイドブックス、紙、3つそろいますので、皆さんが見方が色々できるんじゃないかということで提案させていただきます。

血脇委員長：

それでは先ほど申した通り、事務局対応可能ということで、まず、入れていただいて、議場への持ち込みはこの後検討するというような形で、とりあえずお試し期間で色々試していただくというような形で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、他にございますか。よろしいですか。それでは議題2を終わります。

次、議題3、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。次に議長から何かございますか。事務局から何かございますか。

ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、第32回議会運営委員会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでした。

－閉会 12：09－